

第七回 国会 大蔵委員会 議録 第六十三号

昭和二十五年五月一日(月曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 岡野 清豪君 理事 北澤 直吉君
理事 小山 長規君 理事 西村 直巳君
理事 前田 繁三郎君 理事 川島 金次君
理事 河田 賢治君
大内 一郎君 甲木 保君
佐久間 徹君 高間 松吉君
田中 啓一君 島村 一郎君
三宅 則義君 内藤 友明君
宮腰 喜助君 竹村 宗良一君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君
大蔵事務官 東條 猛緒君
(主計局次長)

委員外の出席者

参議院議員 淺岡 信夫君
厚生事務官 村上松五郎君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

五月一日

委員坂田道太君、吉田吉太郎君及び松尾トシ子君辞任につき、その補欠として若米地英俊君、高間松吉君及び佐竹新市君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案(内閣提出第一九五号)

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十三号 昭和二十五年五月一日

○川野委員長 これより開会いたします。
昨三十日、本委員会に付託されました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案を議題として、まず政府の説明を求めます。水田大蔵政務次官。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律

第一章 総則(第一條、第二條)
第二章 一般の退職手当(第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條)

第三章 特別の退職手当(第九條、第十條)
第四章 雑則(第十一條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條)

附則
第一章 総則
(目的及び効力)

第一條 この法律は、昭和二十五年五月一日における退職手当の基準を臨時に定めることを目的とする。

第二條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失ふものとする。但し、第十條の規定は、昭和二十七年三月三十一日まで、なお、その効力を有する。

第三條 昭和二十六年以降において、別に法律をもつて恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の

規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給付制度を制定実施するものとし、前項但書の規定により支給するものを除き、その法律によらなければ、いかなる退職給付も支給されることがない。

(適用範囲)
第二條 この法律の規定による退職手当は、昭和二十五年年度予算として成立した一般会計、各特別会計、日本専売公社及び日本国有鉄道の歳出予算並びに公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)により国会の議決を経た歳出予算によつて供給(これに相当する給付を含む。以下同じ。)が支給される職員(以下「職員」という。)が退職した場合にその遺族に支給する。

第二章 一般の退職手当
(普通退職の場合)
第三條 第四條に掲げる事由以外の事由に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に左の各号の定めるところによつて計算した日数を乗じて得た額とする。

一 第二号又は第三号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間に応じ左の区分によつて計算した日数
イ 勤続期間十年以下の部分に

ついては、一年につき十六日
ロ 勤続期間十年をこえる部分については、一年につき二十日

二 恩給法の規定(日本専売公社法昭和二十三年法律第五十五号)第五十條第一項及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十六條第一項において準用する場合を含む。)による恩給(公務員のための傷、疾病に因る恩給及びこれと併給される恩給を除く。)の支給を現に受ける者にあつては、前号の規定による日数から恩給法上の公務員としての実勤続在職年一年につき十日の割合で計算した日数を控除した日数

三 国家公務員共済組合法の規定(日本専売公社法第五十一條第一項及び日本国有鉄道法第五十七條第一項において準用する場合を含む。)による退職給付又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)によるこれに相当する給付の支給を現に受けるべきものにあつては、第一号の規定による日数から退職給付を受けるべき組合員又はこれに相当する給付を受けるべき船員保険法の被保険者としての実勤続期間一年につき七日(実勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえる部分一年につき十日)の割合で計算した日数を控除した日数

(定員の改廃に因る退職等の場合)
第四條 左に掲げる事由に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に前條の規定により計算した日数に勤続期間一年につき九日(勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえる部分一年につき十日)の割合で計算した日数を加えた日数を乗じて得た額とする。

一 定員若しくは組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
二 停年制による停年に達したため又は満六十歳をこえて退職した場合
三、傷、疾病に因りその職に堪えず退職した場合
四 前各号に掲げる事由以外の事由に因り本人の意に反して退職した場合

五 在職中に死亡した場合
六 職員が前項第一号に掲げる事由に該当するかどうかは、その都度、閣議で決定する。

第五條 前條に掲げる事由に因り退職した者の退職手当の額は、その者の退職又は死亡当時における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

(俸給日額)
第六條 第三條及び第四條の俸給日額は、職員の退職又は死亡当時に

第六條 第三條及び第四條の俸給日額は、職員の退職又は死亡当時に

第六條 第三條及び第四條の俸給日額は、職員の退職又は死亡当時に

第六條 第三條及び第四條の俸給日額は、職員の退職又は死亡当時に

おける俸給月額(俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十五日分に相当する額の三十分の一に相当する額とする。但し、その額に銭位未満の端数を生じたときは、その端数を一銭として計算する。)

(勤続期間の計算)

第七條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間(地方公共団体における在職期間であつて職員としての在職期間に引き続いたものを含む。以下同じ)による。

2 日雇入れられる職員が一月のうちで二十日以上使用された場合においては、前項の規定の適用については、引き続いて在職したものとみなす。

3 前二項の規定により計算した勤続期間のうち左の各号に掲げる期間があるときは、その期間を除算する。

一 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一條に規定する軍人軍属としての在職期間

二 退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間

4 前三項の規定により勤続期間を計算する場合においては、一年未満の端数は、切り捨てて、但し、その勤続期間六月以上一年未満の者については、一年とする。

(退職手当の支給制限)
第八條 第三條から第五條までの規定による退職手当(以下「一般の退

職手当」という。)は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二條の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

二 国家公務員法第七十六條の規定による失職(同法第三十八條第一号に該当する場合を除く)又はこれに準ずる退職をした者

三 国家公務員法第九十八條第六項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

四 常勤を要しない者

2 第四條及び第五條の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 日雇入れられる職員(前條第二項の規定により一月以上引き続いて在職したものとはみなされる者を除く)

二 二月以内の期間を定めて職員となつた者(所定の期間をこえて引き続いて在職するに至つた者を除く)

三 季節的業務に従事するため四月以内の期間を定めて職員となつた者(所定の期間をこえて引き続き在職するに至つた者を除く)

四 試みの使用期間中の職員(十四日をこえて引き続き在職するに至つた者を除く)

第三章 特別の退職手当
(予告を受けない退職者の退職手当)
第九條 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十條及び第二十一條又は船員法

(昭和二十二年法律第二十号)第四十六條の規定に該当する場合におけるこれらの規定による「給与(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定により増額して支給されるこれらの規定による給与に相当する給与を含む。以下同じ)は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)
第十條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法(昭和二十三年法律第百四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十分分に相当する金額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として、公共職業安定所において支給する。

2 前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てて)に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に應じ支給する。

3 第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十分分に相当する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所において支給する。

4 本條の規定による退職手当は、失業保険法又は船員保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第四章 雑則
(遺族の範囲及び順位)
第十一條 第二條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないものの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

(地方公共団体へ転じた者の取扱)
第十二條 退職した者が引き続いて地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公共団体における勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は支給しない。

(船員等の特例)
第十三條 船員その他の職員で、その労働条件、給与体系等の特殊性に基き、この法律に対する特例を設ける必要があるものについては、政令で特例を定めることができる。但し、その特例は、この法律の趣旨に適合するものでなければならない。

(実施規定)
第十四條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる政令は廃止する。
行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に関する政令(昭和二十四年政令第二百六十三号)

昭和二十四年度及び昭和二十五年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令(昭和二十四年政令第二百六十四号)

3 この法律施行の日前における職員の退職又は死亡に因り支給する退職手当については、なお従前の例による。

4 連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者に対する退職手当については、この法律の規定にかかわらず、この法律施行の日現在における額の計算方法、支給条件及び支給手続による。

5 左の各号の一に該当する者で閣議で定める者に対する一般の退職手当の額については、第四條及び第五條の規定にかかわらず、第六項及び第七項に規定するところによる。

一 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第 号)の施行に基く定員又は定数の改廃に因り退職する者

二 法令による公団、日本国有鉄道、復興金融公庫、商船管理委員会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会又は証券処理調整協議会の職員であつて、昭和二十五年年度における機構の改廃又は予算実行上の要請に因り退職するもの

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む。)のうち通商産業省又は運輸省の所管に係る臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の施行に関する事務に従事する者(以下「地方職員」という。)(であつて、昭和二十五年四月一日から同年七月一日までの間において、同條に基く政令に定める定員の改廃に因り退職するもの

6 前項に規定する者に対する一般

の退職手当の額は、その者の俸給日額に、第三條第一号の規定を「第二号又は第三号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間一年につき三十日の割合で計算した日数」と読み替へて、同條各号の規定を適用して計算した日数を乗じて得た額とする。

7 第五項に規定する者で左の各号に掲げるものに対する前項の規定による退職手当の額が、その者の退職当時における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額にそれそれ当該各号に掲げる月数を乗じて得た額に満たないときは、その額をもつてそれぞれその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者
二 勤続期間一年以上二年未満の者
三 勤続期間二年以上三年未満の者
四 勤続期間三年以上の者

この法律施行前において昭和二十五年年度予算実行上の要請に因り退職した職員(地方職員を含む。)(で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、第三項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した一般の退職手当の額とする。

9 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「行政機関職員定員法

施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に関する政令(昭和二十四年政令第二百六十三号)第五條又は昭和二十四年度及び昭和二十五年年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令(昭和二十四年政令第二百六十四号)第十條に規定する差額を「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第 号)第十條に規定する差額」に改める。

附則を次のように改める。
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に関する政令(昭和二十四年政令第二百六十三号)第五條若しくは昭和二十四年度及び昭和二十五年年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令(昭和二十四年政令第二百六十四号)第十條に規定する差額又は国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第三項の規定により従前の例による場合におけるこれらに相当する差額は、第一條の規定の適用については、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第十條に規定する差額とみなす。

○水田政府委員 たいいま議題となりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昨年度におきましては、行政機関職員定員法の実施に伴う人員整理により退職した職員等に対しましては、特に一般の退職の場合よりは、有利な退職手当を支給する措置を講じたのであります。本年度におきましては、右行政機関職員定員法の一部改正、予算定員の減少等のため、相当数の整理退職者の出ることが予想されるのであります。これらの退職者に対しましては、前年度同様一般の退職の場合より有利な退職手当を支給することは、退職者の処遇に公平を期するために、きわめて必要なことであると考えられる次第であります。しかしながら、現行の退職手当に関する根拠法令である昭和二十四年度及び昭和二十五年年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令によりましては、右のごとき一般の場合より有利な退職手当を支給することが不可能でありますので、この際右の政令を廃止し、新たに法律をもつてこれを規定することとしたし、本法律案を提出することとした次第であります。

次に、本法律案の内容につきましては、第一條に規定してありますように、昭和二十六年度以降におきましては、退職給付に関する新たな制度が、制定実施されることとなつておりますので、本法律案といたしましては、さしあたり右に申し述べました政令の諸規定をそのまま踏襲することとしたし、ただ本年度における整理退職者等に対しましては、前年度の行政整理の場合と同様に、有利な退職手当を支給し得る旨の規定を、附則に挿入することにとどめた次第であります。

以上本法律案の提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。何

とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 これより本案を議題として質疑に入ります。内藤友明君、どなたが従来よりも国家負担が多くなるのでありますか。それをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○東條政府委員 たいいま提案理由でも御説明いたしましたように、現在が政令が昭和二十四、五年度につきましては出ていますのでありますが、それによりまして、普通退職の場合におきましては、一年勤続いたしました場合には十九日、それから本人の意思に反しました場合におきましては、二十五日にしかならないのである。そうして、最低保証を申し上げますが、勤務期間が比較的短かい方々につきましては、手取りの金額の月額しかもらえないというのが、現在ポツダム政令といたしまして、本法律を制定いたしますまで暫定的に出ておりますところの政令でございますが、提案理由の説明にも申し上げましたように、この法律案の通過をお願いいたしますと、最低保障の場合におきましては、勤続期間が一年未満の者でも一・五箇月、それから公同等を例にとつて申し上げますと、多くの公団は勤続期間は二年以上、三年未満になるものであります。この場合は二箇月半の退職金ももらえるということに相なる次第であります。なお勤務期間一年につきましては、普通の場合には十六日でありまして、原則といたしましては三十日の割合で、退職金が出るといふことに相なつておるわけでありまして、これに基きます予算金額が、従来に比べてどうかという点でございます。

ますが、政府といたしましては、やむを得ずして退職せられる方の手取りの退職金は、従来に比してなるべく劣らないようにという趣旨から、予算の面におきましては、昨年度の行政整理程度の金額が通りまして、おおむね支弁できまう程度の予算の退職金額を計上いたしておりますので、国庫負担の観点から申しますれば、昨年度に比べましてさしたる増加もなく、むしろ退職者の整理人員が、昨年度の場合に比べまして減ります関係から、退職金の絶対額といたしましては、予算額としては減少いたしておるわけでありまして、右に申し上げましたような一人当りの退職の手取り金額といたしましては、普通の場合と違つて、昨年の行政整理並の退職金を確保し、予算の金額におきましては、国庫負担の観点から申しますれば、昨年度よりは多くないという結果に相なる次第であります。

○田中(三)委員 ひとつ政府にお尋ねを申し上げたいのでありますが、この退職金に関する法律は、今後廃止をされ、あるいは整理をされます公団について適用されるのみならず、すでに去る三月末をもつて廃止になつておる、たとえば食料品公団でありますとか、あるいは飼料公団というようなものがあるものでありますが、私どもの見解では、もちろんそれらにも適用されると存するのであります。その点に関する明確なる当局の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○東條政府委員 まことにごもつともな御質問であります。附則の第八項におきまして、この法律施行前に、昭和二十五年年度予算実施上の要請により退職しました職員につきまして、閣議で定めるものに対しましては、第三項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した、一般の退職手当の額とするという規定があります。この第八項の規定を、御指摘になりました公団職員につきまして、どういふように適用して参るかという問題であります。御指摘の三公団のほかに、実はいろいろな公団で、昨年の十月以降ただいままでに退職せられた方々がありますので、これらの問題につきましては、よく具体的に検討をいたしまして、この第八項を適用いたして参りたいと思ひておりますが、ただいま御指摘の三月末に解散になりました三公団の、その当時の退職の方々につきましては、私どもただいま検討いたしております方向におきましては、この規定の適用があるということで検討いたしておりますので、さう御了承を願ひたいと思ひます。

等に対する退職手当の臨時措置であります。将来を見越されまして、こういう法案をおつくりになると思ひます。従来のもは、すでにこの法律が施行になりますと廃止になるわけでありますが、ことに本年も昨年と同様に増額するということとは、物価水準が上るからという意味合いであります。それとも同様に昨年と同じようにやろうというお考えでありますか。この点を承りたい。

○東條政府委員 実はただいまの提案理由にも、簡単にその気持は出ておつたかと思ふのでありますが、退職手当については、御承知の通りポツダム政令が昭和二十四年度においても出ておりました。それから政府といたしましては、昨年の十月ぐらゐから、何とか最近の情勢に即応いたしました退職手当の制度をつくつて国会の御審議を願ひたい、こういう観点から、いろいろ関係方面の意向を伺つておつたのであります。審議の途中におきまして、遺憾ながら当初政府におきまして考へておりましたような内容の退職手当制度は、実現が困難となりまして、やむを得ず昭和二十五年年度のつなぎの法令といたしまして、ポツダム政令を公布せられたわけでありまして、その後退職金制度のきわめて重大なことにかんがみまして、関係閣僚大臣が実は数回にわたりました関係方面と折衝を続けられました結果、ようやくいたしまして右申し上げましたポツダム政令が廃止せられて、せめて昨年程度の退職金が交付せられることに相なつた次第であります。御指摘のように、この退職手当の制度を考慮いたすにあたりましては、生活費の指数というよ

うなことは考慮いたさなければならぬ要素ではあります。この法律案につきましては右申し上げましたような経緯で定まりました関係上、せめて昨年の程度までは確保したいというところから、そういう経緯に相なつておるのであります。従ひまして法律の建前におきましては、生活費の指数とか、物価の指数とか、そういうものが反映できておるといふことは申しがたいのであります。

なお蛇足であります。第一條の第二項に「この法律は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失うものとする」と相なつておりました。この本格的な制度は、今申し上げましたような経緯から、第三項で退職給付と、恩給と、退職手当あるいは共済制度というようなものを、全部繰り込みました新たな恒久的給付制度をつくらなければならぬことに相なつておりますので、今後その研究の途中におきましては、ただいま仰せられましたようないろいろな経済事情を十分に考慮の上で検討いたして参りたい、さうに考へております。

○三宅(三)委員 もう一度お伺ひいたしますが、今度新税法の施行にあたりまして、税務署等におきましては多少拡充しなければならぬという面がある。私は思ふのであります。そういうふうな場合におきまして、老朽者はないはずであります。むしろ悪質を申しますか、あるいは思想的その他におきまして思ひからざるものがあつた場合におきましては、ぜひこの際整理をいたして穩健妥當にいたしまして、まことに優秀な官吏を採用してもらいたいと思ひますが、これについてひとつ

す用意があまりしよるかどうか。それをひとつ承りたいと思ふのであります。

○水田政府委員 そういふ点は考へております。この国税庁の定員問題では国会でいろいろ議論がありまして、国税庁の人員を増してはいかぬというのが一般の気持でございますが、われわれとしては、どうしても国税庁の職員の質をある程度向上させる。そのためには優秀な人を入れて、さうして悪いと思はれる人はやめさせる。そのためには時期的にはどうしても定員で縛られないで、一定の余裕をもつておかなければ、新規に採用した人を訓練する期間がないといふことで、今折衝してある程度私たちの主張がいれられておりますので、その定員がきまりましたれば、その範囲内において優秀な者との入れかえをぜひやりたいと思つております。

○三宅(三)委員 これに関連いたしまして、私が各地の税務署をまわつて見た経験では、国税局の方におられる方は割合に訓練が進んでおります。一方、民衆に接する態度もよく、研究等も割合スムーズに行つておりますが、税務署へ行きますと、二箇年か三箇年未満の者が多いのであります。十分十分なことができないで、中には権力の濫用をいたしましたり、はなはだしきに至りましては、身分をかさに着るといふ点があります。十分慎重にしてもらいたい。同時に各税務署も、現在地方の国税局に勤務しておられる者ぐらゐの素質と内容と経験を持たしました者を、充たすようにしてもらいたいと思ひますが、これについてひとつ

次官のお答えをいただきたいと思ひます。

○水田政府委員 御承知の通り、税務署は今人手が足りませんために、ほんとうの職員よりも臨時の職員が多く、総計六万以上に上つておるのであります。従つて末端の税務署には、御指摘のような職員が非常に多いのであります。それで今税務署員のために訓練所をつくつて、そこで訓練された人を順次第一線に配置するというをやつておりますので、一、二年の間には相当素質が運つて来るのではないかと考へております。

○河田委員 この法案は、今度の行政整理によつて退職する者、前にはボツダム政令の規定に基いて、いろいろ退職の條件をきめておつたのであります。が、大体どういふところに算定の基準を置いてなされたのか。たとえば、今日の失業者の就職するまでの期間はこれである。だからその生活をきさえるにはどうしてもこれだけいるとか、また勤続年数を加重したものとか、あるいは民間産業との比較をとつておやりになつたものか。その基準を御説明願ひたいと思ひます。

○東條政府委員 本法案の作成に至りました経緯につきましては、先ほど申し上げました通りであります。本格的な制度につきましても、いろいろの観点を加味し、また考慮いたしまして、昭和二十六年に新たな退職金の制度——それも恩給とかあるは共済とか、そういうものと総合勘案いたしました一体的な制度を、つくらなければならぬと思つたのでございまして、昭和二十五年の退職金の措置といつたしまして、昭和二十四年度の行政整

理当時の待遇の程度をせむとも認めたという点から——すでに出ておりますボツダム政令を廃止いたしまして、せめて前年度程度までは行きたいというところから、この法律案の附則ができて上つておる次第であります。従つてこの法律案におきましては、今いろいろお話がございましたような観点から申しますよりは、むしろそういう経緯からその退職手当の基準が定まつておるといふふうに、御了承願ひたいと思ふのであります。

○河田委員 今度の行政整理で相当人が減るわけですが、ここにお出しになりました退職手当の支給額は、予算に完全に組んであるわけですか。またその額はどのぐらひでありますか。

○東條政府委員 行政機関定員法におきまして、相当数の人員の減少を定めておるのであります。申し上げるまでもなく実際に退職せられる方は、定員法の表面に現れております数字よりは低いわけでありまして、政府といつたしましては、定員法によりする減少の人員を極力配置転換により措置いたして参りたい、なるべく退職者の数は少くしたいという観点から、ただいまいろいろと検討をいたしておる次第であります。従ひまして、申し上げます計数は推算の範囲を出ないわけでありまして、一般公務員におきまして五千八百人見当退職を願ひなければならぬのではなからうか、こういうふうな計算をいたしておるのであります。くれぐれも申し上げておきますように、これは一応の推算でございまして、今後配置転換その他によりまして、実際の退職者の数はなるべく少

圈内に食ひとめたいという考え方をいたしております。その程度の人員でございまして、現在の予算の中で十分まかなつて行けると考へております。

○河田委員 この退職手当には、金融公庫とかその他一切の整理機関が入つておるのですか。

○東條政府委員 御審議願ひつております法律案は、それらの方々に必ず適用があるわけでありまして、

○川野委員 ほかには御質疑はございせんか。なければ本案に対する質疑は打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○川野委員長 御異議がないようですから、本案に対する質疑は打ち切ることといたします。

○河田委員 本案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。河田啓治君。

○河田委員 私は、日本共産党を代表して、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案に、反対の意を表するものであります。

今日お出しになりました法案は、大休二十四年の政令二百六十三号あるいは二百六十四号によつて、今度の行政整理に對して特別な措置を講じようといふのであります。現在の官公庁職員一般の給与は、人事院が指摘しました通り、民間産業よりもきわめて低い状態にある。そのために各公団あるいは会計職員、税務署におきまして、いわゆる役得とかその他職務の怠慢といふことが起つておるので、国家公務員の実質的待遇改善をはかることが必要と段階にあるのであります。この法律によりまして、民間から比べますれば

はるかに低額でありまして、行政整理によつて首を切られたものが再び職を得るといふことはきわめて困難な今日、この程度の支給では生計を保つことはできないのであります。従つてこのようにきわめて不十分な法案に對しては、われわれ賛成するわけに行かぬのであります。われわれは、公務員諸君の実質上の給与の引上げ、並びに生活すべてに對する社会保障制度の一般的なものの一部として、退職問題あるといふ立場から、本案には反対するわけでありまして。

○川野委員長 田中啓一君。

○田中委員 私は自由党を代表いたしまして、本案に賛成をいたすものであります。

そも、この法案は行政機関職員定員法の一部改正、あるいは予算定員減少等のために、今年も相当数の整理退職者の数を予想されるのであります。が、これらの人々に對しまして、昨年度は臨時措置によりまして、一般の退職規定よりも相当厚いところの待遇ができたのであります。が、昨年の臨時措置法の法律は失効いたしておりますので、何らかの措置を講ずるにあらずんば、その後退職した人々はいへんに不公平な待遇を受けることになるわけでありまして、政府の方々の非常な御努力によりまして、ここに昨年度同様の待遇ができることになりましたのは、まことに喜ばしいことであると私は思ふのであります。ただいま河田君からはどうもあまりに少いじやないか、こういう反対であつたのであります。が、これは現実を十分に認識し、かつまた公平の見地から、昨年度との均

衡をとりまして待遇いたすのが、適當であると存じますので、かような反対論は私はただ理想論をおつしやつたにすぎないものであると思ふのであります。かくのごとき理由をもちまして、本案に賛成をいたすのであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。

これより本案を議題として採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次に去る四月二十八日本委員会に付託されました特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案を議題として提出者より提案の趣旨説明を求めます。提出者淺岡信夫君。

特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案
右成規により發議する。
昭和二十五年四月二十六日
發議者

岡元 義人 天田 勝正
淺岡 信夫 門屋 盛一
千田 正 木下 源吉
原 虎一 水久保基作
池田宇右衛門 草葉 隆圓
淺井 一郎 大隈 信幸
木内キヤウ 小杉 イ子
阿竹廣次郎 北條 秀一
藤原六郎 宇都宮 登
三好 始

参議院議長 佐藤尚武殿
特別未帰還者給与法の一部を改正する法律
特別未帰還者給与法(昭和二十三

年法律第二百七十九号の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 国又は地方公共団体の公務員である特別未帰還者で現に国又は地方公共団体から俸給を受けているものには、この法による俸給及び扶養手当は支給しない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年一月一日以後において給与事由の生じた給与について適用する。

○淺岡参議院議員 たいだいま議題になりました特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案の提案理由の説明をいたします。

特別未帰還者給与法は、一般の未帰還者に、原則として軍人軍属であつた未帰還者と同様の給与を与えることを、その内容としたしておるものであります。そのうち公務員たる未帰還者については、未帰還中において災害が発生した場合は、公務災害保障の適用が受けられない実情にあり、従つてこれらの人は一般の特別未帰還者と同様の実情に置かれながら、帰還後特別未帰還者給与法の適用を受けられないという不均衡が生じているのであります。ところがシベリア地区から帰還して参りました公務員の中には、朝鮮総督府、樺太庁などのように、すでに庁をとざされた官庁に所属していた者が相当数あるのであります。これらの公務員は、昭和二十一年に制定された外地官署所屬職員の身分に関する勅令によりまして、帰還後一箇月間公務員たる身分が継続するだけで、あとは

他へ就職しない限り生活の保障はないことになつてゐるのであります。もし現在の第三條をそのまま適用いたしますと、これらの公務員は、帰還後、一箇月の俸給をもらつたばかりに、特別未帰還者給与法の適用を受けなくなり、病氣で帰つて参りまして、療養費とか障害一時金とかの給与、埋葬費をも受けることができないことになるのであります。現在も存続している官庁に所属していた公務員は、労働基準法による補償、共済組合法による補償を受けて療養することができ、また公務員以外の特別未帰還者は、この法律による療養費、障害一時金の給与を受けて療養することができるところにかかわらず、廃止された外地官署に所属していたことだけの理由で、これらの公務員であつた者が何らの補償も給与も受けることができないのでは、公平を失ひ、せつなく特別未帰還者給与法を制定した趣旨が徹底しないことになるのであります。よつて現行第三條を改めまして、国または地方公共団体から俸給または扶養手当を受けける者に重ねて支給しないのは、この法律による俸給または扶養手当だけであることを明記いたし、療養費、障害一時金等の給与並びに埋葬費を受けることができるよう措置いたしましたのであります。

大体本案に対しましての説明は以上でございます。

○川野委員長 本案に対する質疑はございせんか——三宅則義君。

○三宅(周)委員 今淺岡参議院議員から御説明がございました特別未帰還者給与法であります。これは本会議でもたびたび議論されておりますが、まだ相当数帰還していない人があるわけ

です。これについて政府はどういうふう考へておられますか。もしくは提案者はどう考へておられますか。この際参考になりたいと思ひます。

○淺岡参議院議員 大体数の問題につきましましては、向うに残つておる人といふことになりまして、これはなかなかつきりわからぬのであります。こつちらに一応帰つて来た人、今度の一部改正されました点について適用されるといふ人は非常に少いのであります。今までの調査によりますと、二十四年度は三十人ぐらゐ、二十五年度になると五十人ぐらゐ、合せて八十人ぐらゐになるのじやないか。その金額にいたしましても、ほんのわずかの八千万円程度のものであります。今向うに残つておる人といふことになりまして、これははなよつと私にはわかりません。

○三宅(周)委員 これに関連をいたして、はなはだわからぬことを聞いてはわからぬわけでありまして、私もよくかといふふうに想像するのであります。これは判明したわけではありませんが、ある程度まで死亡とかその他のによりまして、未帰還になつておるのじやないかと思ひますが、それについて御感想がありましたら承りたいと思ひます。

○淺岡参議院議員 それは過日参議院の特別委員会において、徳田書記長を証人に喚問いたしましたときに、たまたま二月四日と思ひましたときに、彼氏君が、ソ連地区で死んだ者は大体二十七万だろつといふことを言つておる。そこで三月十六日の徳田書記長喚問の際に、それを証言として求めたの

でありまして、徳田証人は、それはどうもわれわれの党としては責任は持てないといふことでありましたから、それはおかしいじやないか。少くとも共産党を代表して政党内閣に神山君が出て、現在死んでゐる者は大体二十七万と予想されるといふことを言つておるのに対して、党として責任を持たぬといふことになると、神山君は党の代表者として政党内閣に出たのではないかと言つたところ、ああいう場合にはとつさの場合に言うのだから、とつさの場合に二十七万と言つたかもしれないが、それは責任は持てぬといふようなことでありまして、大体今まで参議院におきまして、十数回にわたる証人の喚問、五十名、あるいはさきおといまで入れますと、約六十五万人にわたる証人の証言をたつて参りました。

ある收容所におきましては二月の間に一割六分が死んでゐるといふこともあります。はなはだしいところは千名くらいおつたり約六百名死んだといふようなところもあるものであります。もちろんこれは入つた当初から一箇年くらいの間において、どん／＼死亡をしたといふようなことを言われておりました。実際これは昨日の全国の引揚者が集まつてやりました大会、あるいは連絡会議におきまして、なかなか議論の出た問題であります。何ともしても的確なものをソ連側で知らせないう限り、日本側としてはわからぬわけでありまして、しかし一応私も意見は、いろな点から聞いておられます意見は、今六万人ぐらゐの死亡者といふものを近く厚生省において、あるいは復員局でとにかく発表されるのではないかと

いふふうに聞いておりますが、それはまあ大体そういうような状態でありまして、

○三宅(周)委員 くだいようですが、もう一つ参考にお聞きしたいと思ひます。もちろんこれは引揚げて来た人の言から承ることが割に正確に近いのではないか、かように思ひます。引揚げて来た人は自分の友達がどこにおつたかといふことを知つておりますから、あなたは引揚げの委員長でありますから、明細に調べておると思ひますが、相当数は確かに死亡したといふことは想像し得られるわけでありまして、こつちのほうに對しましては、國際的に問題が起ることでありまして、淺岡議員に聞くわけではありませんが、ある程度までこつちのほうを調べるようにお願いをいたしたいと思ひます。

○淺岡参議院議員 これは昨年のことをお願いしてはなはだいかかと思ひます。その五月二十日にタス通信からすでに皆さん御承知のように、従来ソ連に残つておる者は五十九万四千二人といふ発表があつたのであります。そうして四十一万八千六百六十六人を当初から今日までに返した。それから現地で七万八千八百八十人を解放した。残りの十萬四千九百六十四名といふものは、そのうち九萬五千名を六月から十一月までに返す。残りの九千四百六十四名は戦犯その他で返すわけに行かぬといふことをタス通信によつて発表された。私はさつそく当時厚生省におつたものでありますから、復員庁の吉積事務官とともに留守業務部に行きまして、一切を調査したわけでありまして、もちろんその前に舞鶴に参りましたり、あるいは函館へ参りましたりして、そういう間

題に対しては内容は聞いておりますが、しかし何と言つても千葉の留守業務部が一番わかるというようなことで、数日実態調査というものをしたわけですが、そのときに、部屋の大きさを言いますと、この委員会の部屋の三倍くらいある部屋で、そこでずっとカード組織になつていて、約千七百名近い人が従事しております。そのカードを扱つてゐる人は婦人が多いのです。婦人はどういふ種類の婦人かと聞きますと、留守家族の人であつたり、遺族の人であつたりするそうですが、その婦人たちに聞きますと、こうやつてカードをいじつてゐるうちに自分の夫が出て来はせぬか、あるいは自分のむすこが出て来はせぬかというので、時間などにかまわずに、ほんとうに真剣にやつてゐる。その姿を見まして感激いたしました。そこで聞きますと、大休鈴木三郎といつたような名前は全国で約二万六千からある。東京都だけでも約八百六十六人からあるというようなことで、地域的に鈴木の子の字が出ればどここの県のだこの村の人かということが集約してやつてゐる。私は今日日本政府がやつておられます千葉留守業務部のいろ／＼な仕事を見まして、向うに残つてゐる人、帰つて来た人の数字を調べるとは容易なわざではないと思ひましたが、この容易なわざでないことを、とにかく日本の政府としてはやつておるといふことに對して、非常に敬意を持つたわけでありませう。さらにその中で死亡者ということになりますと、これは向うから帰つて来た人に、あなたの知つてゐる範囲の人を書けというので、これはまあ覺書というようなものを舞鶴あるいは函館でやらせま

す。さらに各都道府県世話課でやつておるわけでありませう。そういうわけで、二人以上の確認者、あるいは三人以上の確認者があつたというときに、それをさらにあらゆる角度から町村で調べる。そうした上で確認書を渡すというのを實際に見たわけでありませう。そして自分としてはそれを見て、容易ならぬ仕事だといふふうに思つておられます。さらに今度は昨年帰還者から証言を求めたときに、民主グループにいた高山君かと思ひますが、あるいは名前は違つてゐるかもしれませんが、その証言によりますると、向うでは死んだ場合には五通の書類を書く。その一つは万国赤十字、その一つは司令部、もう一つは日本政府、あとは現地と、それからソ連に残して来るというようなことを言われた。しかしそういうことは實際になされておらぬではないかと言ひますと、いや、自分たちはそういうふうにしてゐるものだと思つておつたというようなことを言つておりました。

さて今の御質問であります、ソ連地区におつたところの死亡者の有無の問題につきましては、申し上げれば實際のないことではあります、根本は向うで発表しない限り、こちらではわからぬということでありまして、さう御了承願ひたいと思ひます。

○河田委員、今河田さんから御説明がありましたが、ソビエトで死んだ者が約六万くらいあるらしいといふのですか。残つてゐる者が六万といふのですか。

○淺岡参議院議員、ソビエトで死んだ者は六万、中共地区、ソビエト地区一帶を含んでおるか知りませんが、私の聞いた範囲では、ソ連地区から帰つた者の確認書といふか、そういうようなものを出さなければいけないのだといふものは、六万人くらいおるのだといふふうに聞いております。

○河田委員、これはやはり外務省なり、あるいは厚生省あたりからの御発表ですか。

○淺岡参議院議員、いや発表ではありません。私どもが留守家族なり、あるいはいろ／＼なところから聞いたものを総合すると、そのくらいになるのではないかといふのであります。

○川野委員、ほかに御質疑がなければ、本案に對する質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員、御異議がないようですから、本案に對する質疑は打ち切りいたします。

○北澤委員、特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案につきましては、討論を省略しまして採決せられんことを望みます。

○川野委員、北澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員、御異議ないようですから、本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○川野委員、起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。それでは本日はこれにて散會いたします。

午前十一時四十一分散會

〔参照〕
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案（内閣提出）に
関する報告書
特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年六月十四日印刷

昭和二十五年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所